



社会保険 大竹事務所通信

労務士法人

平成31年4月(Vol. 149)

ご連絡先

〒541-0046 大阪市中央区平野町 2-5-14 FUKU BLD. 三休橋 301

電話：06-6147-4763 FAX：06-6147-4795

URL: <http://osaka-otake.com/>

「年5日の有給休暇取得」義務化へ

◆2019年4月1日より義務化

本年4月より、年10日以上の子年有給休暇が付与される従業員について、有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられました。

◆働き方改革の一環として

これは、働き方改革の一環として低調な有給休暇取得を促進させることが目的とされており、従業員数に関わらず、すべての事業所が対象となります。

年次有給休暇は、雇入れの日から6か月以上継続雇用され、全労働日の8割以上出勤した従業員に当然に付与されるものです。また、付与対象者は正社員に限らず、パート・アルバイトといえども、勤務状態によっては有給休暇が発生します。年10日以上有給休暇が付与される従業員がいる場合には、速やかに対応策を準備しておく必要があります。

(厚労省HP) <https://www.mhlw.go.jp/content/000463186.pdf>

企業のソーシャルリスク対策の実態

◆従業員の不適切動画投稿問題で改めて問われる企業の対策

飲食店やコンビニの従業員が投稿した不適切動画問題が、企業の評判に悪影響を及ぼしかねない事件が、立て続けに起こりました。

対応については、従業員に損害賠償請求訴訟を起す決定をした企業、全店休業して社員研修を行う決定をした企業と様々ですが、SNSを活用する企業も個人も増えている中では、いつ問題に巻き込まれても不思議はありません。

まだ社会人としての自覚に乏しい新入社員の入社も近づくこの時期は、自社の対策を確認しておくべき時期とも言えるでしょう。

◆多くが何らかの対策、4割が研修を実施

ウェブサイトやアプリのユーザーサポート等を行うアディッシュ株式会社は、2018年12月に行った調査によれば、ソーシャルリスク対策について「未実施。今後も実施なし」と回答したのは5.2%で、多くの企業が対策を行っています。

具体的な内容を実施率で見ると、「研修の実施」39.1%、「ガイドライン作成」37.2%、「マニュアル作成」30.9%が上位に入っています。

しかしながら、従業員数別に見ると100人以上300人未満の研修の実施率が50%であるのに対し、100人未満では19.1%と、十分な対策が取られていない可能性があります。

◆雇入れ時に自筆の誓約書を書かせるのも有効？

人事コンサルタントの増沢隆太氏によれば、研修の実施や朝礼時の啓発を継続的に行うとともに、雇入れ時に、自筆で、バイトテロを起こした場合の損害賠償を約束させる誓約書を取り交わすのが望ましいそうです。例えば、店舗普及に必要な清掃や消毒、商品の廃棄や巷間、休業補償などを当事者負担で行うことを明文化しておくのだそうです。

用意された誓約書にサインさせるのではなく、従業員自身に内容を書かせることが、バイトテロ行為を行うことのリスクを自覚させるのに有効だということです。

◆未実施の場合は早急に対策を検討しましょう

不適切動画を投稿した本人による「せいぜいクビに

なるだけ」という趣旨の発言が報道にもありましたが、不適切動画の投稿はスマートフォン 1 台あれば簡単にできますし、投稿する従業員自身も社会問題に発展しかねないリスクを自覚していない可能性があります。

新入社員だけでなく、既存の従業員も対象に、一度研修の実施を検討してはいかがでしょうか。

約半数の企業が副業を許可 ～パーソル総合研究所の調査から

◆調査の概要

副業を解禁するべきかの判断材料になる情報や、副業のメリットを享受したい企業がとるべきアクションを明らかにするため、総合人材サービス、パーソルグループのシンクタンク・コンサルティングファームである株式会社パーソル総合研究所は、インターネット調査を通じて、副業に対する企業と個人の意識調査の結果を公表しました。今回は、その調査結果から注目すべき内容を取り上げてまとめます。

◆調査結果

・副業の許可と禁止割合

10 人以上の従業員が勤務する企業の人事担当者(1,641人)の回答によると、「全面的に許可している」が 13.9%、「禁止していない(希望者がいれば条件付で許可)」が 36.1%、「全面的に禁止している」が 50%という結果になっています。

副業許可企業

・副業許可の開始時期

副業許可企業に、許可を開始した時期を尋ねると、「1 年以内」が 22.8%、「2～3 年前」が 29.2%、「4～6 年前」が 22.8%と、働き方改革が叫ばれるようになったこの 3 年以内に許可を開始した企業が半数以上に上っていることがわかります。

・副業許可の効果

副業許可の効果を尋ねると、「従業員の社外人脈の拡大」52.2%、「モチベーションの向上」50.3%、「スキル向上」49.7%と、メリットを実感している割合が高く、一方で効果を感じていないとの回答は 18%未満と少ないことがわかりました。

副業禁止企業

・企業規模別

副業禁止割合を企業規模別に見ると、10～100 人未満の企業は 43%台、100～500 人未満企業で 50%前後、1,000～1 万人未満企業は 60%近くあります。

・設立年数別

10 年未満企業の副業禁止割合は 36.3%と最も少なく、50 年以上企業は 62.1%と最も高く、歴史のある企業ほど「全面的に禁止」の割合が高くなっていることがわかります。

・禁止理由

副業禁止の理由を尋ねると、「従業員の過重労働につながるから」が 49.2%と最も多く、「自社の業務に専念してもらいたいから」が 47%、「疲労による業務効率の低下が懸念されるから」43.6%となっています。

副業禁止が何となく染みついている時代ですが、この調査によると、半数が副業を認めている(条件付許可も含む)実態がわかります。しかも、全面的に副業を許可している企業のほうが、社員のスキル向上やモチベーションのアップといったプラスの効果を感じているという結果も出ています。今後は、コンプライアンスやリスク回避もしっかり踏まえて、今後ますます広がる“多様な働き方”に対応していく必要があるでしょう。

『睡眠』について考えてみましょう

◆「睡眠」の量と質が及ぼす影響

突然ですが、皆さん、睡眠はしっかり取れていますか？ 最近の陽気も手伝って、日中、ついウトウトしてしまうことはないでしょうか？

良質な睡眠が取れなかったり、必要な睡眠時間が確保できなかったりすると、心身のバランスが崩れてしまい、肥満や内臓疾患、うつ病等の精神疾患を発症するリスクが高まります。また、就業中に睡魔に襲われれば、業務効率の低下や作業ミスの増加、サービスレベルの低下といった問題が生じ、生産性にも悪影響を及ぼします。睡眠不足を原因とした経済損失は、実に 15 兆円にものぼるといわれています。

◆健康経営の重要テーマにもなっている「睡眠」

「睡眠」は、現在、健康経営を考える上での重要なテーマの1つともなっています。

健康経営とは、従業員の健康管理・健康増進を経営課題としてとらえ、その実践を図ることで企業の生産性向上を目指そうとする経営手法のことです。企業が取り組むべき様々な健康事業の中でも、「睡眠」は、多くの疾患を予防することができ、また企業の生産性の向上が期待できる重要な要素として、その量や質の向上にいかによりアプローチするか、関心を集めています。

◆「睡眠」への企業の取り組み事例

睡眠の量と質の向上を図るため、近時は、従業員向けに睡眠についての研修を実施する企業も増えてきました。睡眠のメカニズムといった基礎知識と、快眠のための体操・リラックス法を学ぶことで、睡眠の質・量を高めることがねらいです。

また、株式会社CRAZYの「睡眠報酬制度」（1週間の中で、6時間以上の睡眠を5日間確保した社員に報酬を渡す制度）は話題となりました。

関心の高まりもあって、「睡眠」についての様々な取り組みが始まっています。健康経営の実現のための第1歩として、皆さんも、改めて「睡眠」について考えてみませんか。

4月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出
＜前月以降に一括有期事業を開始している場合＞
[労働基準監督署]

15日

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出
[市区町村]

4月30日

- 預金管理状況報告の提出 [労働基準監督署]
- 労働者死傷病報告の提出
＜休業4日未満、1月～3月分＞
[労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出
(雇用保険の被保険者でない場合)
＜雇入れ・離職の翌月末日＞ [公共職業安定所]
- 公益法人等の法人住民税均等割の申告納付
[都道府県・市町村]
- 固定資産税・都市計画税の納付＜第1期＞
[郵便局または銀行]
※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

※提出・納付期限が、土曜・日曜・祝日と重なる場合は、翌日になります。

編集後記

新元号が発表されました。『令和』の時代が平和で穏やかであるよう願います。会社のシステム担当の方などは、改元に伴う作業に追われているかもしれません。体調を崩さないように頑張ってください。

今月末からは、異例の長さとなる最大10連休のゴールデンウィークも始まります。業務量の調整や資金繰りなど、早めのご準備をお願いいたします。給与が未払いや月初払いの事業所様は、通常より給与計算に取り掛かる時期が大幅に早まりますので、ご注意ください。

今月も最後までお読みいただき有り難うございました。(R.0)